00824
(R7)

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人立山

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　福岡県久留米市東町37番９　日の出久留米ビル

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成３年10月29日

(4) 設立登記年月日　　平成３年11月13日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	立山　由乗	クリニック管理者
理　事	新垣　洋二	久留米医院管理者
同	平山　昂希	小郡医院管理者
同	長井　健太郎	筑後医院管理者
同	岡本　多浩	広川医院管理者
同	荻原　秀樹	八女医院管理者
同	髙橋　伸介	基山医院管理者
同	緒方　一未	
監　事	古賀　大地	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定

管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人立山　立山歯科医院	2238083	福岡県久留米市荒木町荒木 1917 番地 4	0
	医療法人立山　立山歯科医院	2638027	福岡県小郡市井上 1033 番地 7	0
	医療法人立山　立山歯科医院	2238016	福岡県筑後市熊野 1478 番地 6	0
	医療法人立山　立山歯科医院	3538010	福岡県八女郡広川町新代 2352 番地	0
	医療法人立山　立山歯科医院	2138226	福岡県八女市蒲原 1363 番地 5	0
	医療法人立山　立山歯科医院	2730337	福岡県久留米市東町 37 番地 9	0
	医療法人立山　立山歯科医院	1230593	佐賀県三養基郡基山町小倉 1657 番地 1	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当無		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月 20 日　　令和６年度決算の決定

令和７年９月 22 日　　令和７年下期予算決定

令和８年１月20日　　理事長の選任、辞任の承認

令和８年３月 17 日　　令和８年上期予算決定　理事の選任、辞任の承認

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注）1． 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

・メルサージュエピック 2in1（2台）
・NAOMICT スキャナ
・ナカニシビバエース 2
・ナカニシバリオスコンビ Pro ペリオセット
・トクヤマ AP-1 ミキサーⅢ
・京セラ複合機
・ロールスクリーン
・モリタトライオート
・オサダアピット（2台）
・ヨシダホットスポット

法人名　医療法人　立山
所在地　久留米市東町37-9

財　産　目　録

2026年3月31日現在

1．資　産　額	1,271,161	千円
2．負　債　額	184,114	千円
3．純 資 産 額	1,087,047	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流 動 資 産		457,429
B 固 定 資 産		813,732
C 資 産 合 計	(A+B)	1,271,161
D 負 債 合 計		184,114
E 純　資　産	(C−D)	1,087,047

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

2026年7月24日
原本と相違ありません
医療法人 立山
久留米市東町37番9

法人名　医療法人　立山
所在地　久留米市東町37-9

貸借対照表

2026年3月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I　流動資産	457,429	I　流動負債	104,885
II　固定資産	813,732	II　固定負債	79,229
1有形固定資産	17,498	負債合計	184,114
2無形固定資産	4,148	純資産の部	
3その他の資産	792,086	科目	金額
		I　出資金	10,000
		II　積立金	1,077,047
		IV　評価・換算差額等	
		純資産合計	1,087,047
資産合計	1,271,161	負債・純資産合計	1,271,161

2026年 7月24日
原本と相違ありません
医療法人 立
久留米市東町37番9

法人名　　医療法人　立山
所在地　　久留米市東町37-9

損　益　計　算　書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科　　目	金　　額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	916,258
2　事業費用	770,678
本来業務事業利益	145,580
B　附帯業務事業損益	
1　事業収益	0
2　事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事　業　利　益	145,580
Ⅱ　事業外収益	4,987
Ⅲ　事業外費用	108
経　常　利　益	150,459
Ⅳ　特別利益	4,740
Ⅴ　特別損失	100,798
税引前当期純利益	54,401
法人税等	12,260
当期純利益	42,141

2026年7月2
原本と相違あり
医療法人 立　　山
久留米市東町37番9

法人名　医療法人　立山
所在地　久留米市東町37-9

※医療法人整理番号			8	2	4

該当なし

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監事監査報告書

医療法人　立山
　理事長　立山　由乗

　私は、医療法人　立山の2025年会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要
　私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果
（1）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（3）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2026年 7 月 21 日

医療法人　立山

監事　古賀　大地